

## 京都市告示第 6 5 0 号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という）第 4 6 条第 1 項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので、その旨を同条第 3 項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

京都市長 門川 大作

### 1 地域景観づくり協議会の名称

姉小路界限まちづくり協議会

### 2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号

平成 2 6 年 5 月 8 日 第協 0 0 6 号

### 3 地域景観づくり協議地区の名称

姉小路界わい地区

### 4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市中京区下白山町、福長町、油屋町、姉大東町、菊屋町、丸屋町及び木之下町  
京都市中京区弁慶石町、中之町、天性寺前町、大文字町、中白山町、松下町、柳八幡町、丸木材木町、大阪材木町、亀甲屋町、東片町、綿屋町、笹屋町、曇華院前町、梅屋町、車屋町及び柵屋町の各一部

### 5 景観の保全及び創出の方針の概要

姉小路界限は、①和風主体の建築様式を中心とした町並み、②品格ある店舗、③向こう三軒両隣で安心して住み続けられる居住環境、④落ち着いた生活文化、⑤こちよく歩くことのできるみちなど、「居住」「なりわい」「文化性」のバランスを大切に育むとともに、風情ある「町並み」やこちよい「みち」の形成を目指します。

### 6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

### 7 縦覧期間

平成 2 7 年 3 月 3 1 日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）

### 8 縦覧時間

午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）

（都市計画局都市景観部景観政策課）